

議案第20号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり、三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年3月6日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
（寄附金税額控除） 第34条の 7 略 2・3 略 4 法第314条の 7 第 1 項第 4 号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の 4 第 4 項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。 <table><tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr><tr><td>特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td><td>八頭郡八頭町才代299</td><td>令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年12月31日まで</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年12月31日まで	略			（寄附金税額控除） 第34条の 7 略 2・3 略 4 法第314条の 7 第 1 項第 4 号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の 4 第 4 項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。 <table><tr><th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr><tr><td>特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td><td>八頭郡八頭町才代299</td><td>平成30年 1 月 1 日から 令和4年12月31日まで</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年 1 月 1 日から 令和4年12月31日まで	略		
名称	主たる事務所の所在地	期間																	
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年12月31日まで																	
略																			
名称	主たる事務所の所在地	期間																	
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年 1 月 1 日から 令和4年12月31日まで																	
略																			

附 則
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年12月31日以前に改正前の第34条の7第4項に規定する特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。